

なごやし
名古屋市

しょうがいしゃさべつそうだん
障害者差別相談センター

ご相談ください

げつようび きんようび だい どようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
月曜日～金曜日、第3土曜日(祝日・年末年始を除く)
ごぜんじ ごごじ すいようび ごごじ
午前9時～午後5時(水曜日は午後8時まで)

じゅうしょ
住所 〒462-8558 なごやしきたくしみずよんちようめ
名古屋市北区清水四丁目17-1
なごやし そうごうしゃかいふくしかいかんかい
名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL (052) 856-8181 FAX (052) 919-7585

Eメールアドレス inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

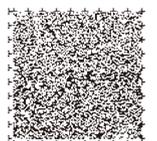
ホームページアドレス https://nagoya-sabetsusoudan.jp

名古屋市障害者差別相談

検索



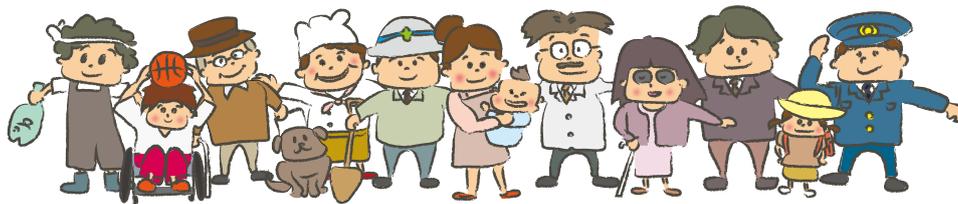
なごやししょうがいしゃさべつそうだん
名古屋市障害者差別相談センターは、「障害を理由とする差別の解消の推進に
かんほうりつしょうがいしゃさべつかいしょうほうもとしょうがいひとかぞくじぎょう
関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、障害のある人やそのご家族、事業
しゃみなさましょうがいしゃさべつかんそうだんうかんけいきかんれんけいそうだん
者の皆様から、障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談
ないようかんけいしゃかんちようせいおこなさべつかいしょうせんもんきかん
内容にかかわる関係者間の調整などを行い差別の解消をはかる専門機関です。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法とは

この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある方もない方も共に生きる社会をめざしています。



●この法律で対象となる「障害のある方」は次のような方々です

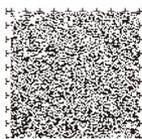
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のほか心身の機能の障害がある方で、障害や社会的な障壁(バリア)によって日常生活や社会生活が困難になっている方です。障害者手帳をもっていない方も含まれます。

●障害者差別解消法では次のように定めています

区分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
名古屋市役所などの行政機関	不当な差別的取扱いが禁止されます。	合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※	不当な差別的取扱いが禁止されます。	合理的配慮を行わなければなりません。

令和6年4月から民間事業者も「義務」となりました。

※『民間事業者』に営利・非営利、個人・法人の区別はありません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体も対象となります。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ
障害者差別解消法では障害を理由とする差別として
 ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりよ ていきょう
不当な差別的取扱いの禁止 と 合理的配慮の提供
 について定めています。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
不当な差別的取扱いの禁止

しょうがい りゆう せいとう りゆう
 障害を理由として、正当な理由なく、
 ていきょう きよひ せいげん
 サービスの提供を拒否したり、制限した
 じょうけん つ
 り、条件を付けたりするようなことをし
 てはいけません。



ていきょう
**サービスの提供を
 拒否すること**

にゅうてん りよう
**入店や利用を
 拒否すること**



しんたいしょうがいしゃほじょけん
**身体障害者補助犬との
 利用を拒否すること**

ごうりてきはいりよ ていきょう
合理的配慮の提供

しょうがい かた なん はいりよ もと いし
 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の
 ひょうめい ※1 があつた場合には、負担になり過ぎない範囲
 しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう ごうりてき
 で、社会的障壁 ※2 を取り除くために必要で合理的な
 はいりよ おこな もと
 配慮を行うことが求められます。



くるま しょうしゃ の もの
**車いす使用者が乗り物に
 の 乗るときに手助けをすること**

ひつだん よ あ
**筆談や読み上げなど、
 しょうがい とくせい おう
 障害の特性に応じたコミュニ
 ケーション手段で対応すること**

※1 いし ひょうめい
意思の表明

● ほんにん いしひょうめい こんなん ばあい かぞく
 本人の意思表明が困難な場合には、その家族や
 かいじょしゃ ほんにん ほさ いし ひょうめい
 介助者などが本人を補佐して意思の表明をす
 ともできます。

※2 しゃかいてきしょうへき
社会的障壁

● しゃかいてきしょうへき しょうがい かた にちじょうせいかつ
 社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や
 しゃかいせいかつ おく うえ しょうへき さ
 社会生活を送る上で障壁となるようなものを指しま
 す。(じぶつ せいど かんごう かんねん
 事物・制度・慣行・観念など)

じぶつ りよう しせつ せつび
 事物…利用しにくい施設、設備など

せいど りよう せいど
 制度…利用しにくい制度など

かんごう しょうがい かた ぞんざい いしき しゅうかん ぶんか
 慣行…障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など

かんねん しょうがい かた へんけん
 観念…障害のある方への偏見など



こんなときはセンターにご相談ください



しょうがい りゆう い か
障害を理由として、以下のような
たいおう たいおう ばあい ふとう
対応がなされた場合は、不当な
さべつ あ かのうせい
差別に当たる可能性があります。

はいりよ もと たいおう
配慮を求めたのに、対応
してもらえなかったこと
は、ありませんか？



ぎょうせいきかん 行政機関など

- まどぐちたいおう きよひ
窓口対応を拒否された。
- たいおう じゅんばん あとまわ
対応の順番を後回しにされた。



- ひつだん よ あ しゅ わ てん じ
筆談、読み上げ、手話、点字、
かくだいもじ はいりよ
拡大文字などの配慮をしてもら
えなかった。

- したいいしょうがいしゃ ほじょけん どうはん
身体障害者補助犬の同伴での
にゅうてん ことわ
入店を断られた。
- しせつ りよう なら こと にゅうかい ことわ
施設の利用や習い事の入会を断
られた。



- う ば あんない ねが
売り場への案内をお願いしたが、
あんない
案内してもらえなかった。
- メニューの文字が難しく読めな
いのにせつめい
いに説明をしてもらえなかった。

- じょうしゃ ことわ
乗車を断られた。
- くるま こんざつ じかん
車いすのため、混雑する時間の
バス利用を避けてほしいと言わ
れた。



- タクシーで、くるま おお にもつ
車いすや大きな荷物
をトランクへしゅうのう
収納するとき、
てだす
手助けをしてもらえなかった。

- しょうがいしゃ む ぶっけん あつか
障害者向け物件は扱っていないと
いって、しょうがい
紹介してもらえなかった。
- しょうがい りゆう せいやくしょ ていしゅつ
障害を理由とした誓約書の提出を
もと
求められた。



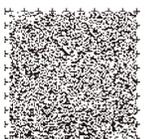
- バリアフリー物件探しをお願い
したが、ほんにん きぼう そ
本人の希望に沿った
ぶっけん かくにん
物件があるかどうかの確認をし
てもらえなかった。

- がっこう にゅうがくがんしよ う つ
学校への入学願書を受け付けて
もらえなかった。
- にゅうがく せいとう りゆう
入学のために、正当な理由の
じょうけん つ
ない条件を付けられた。



- にゅうがくしけん けんていしけん べっしつ
入学試験や検定試験で、別室で
じゅけん しけんじかん えんちよう てんじ
の受験、試験時間の延長、点字
かくだいもじ おんせいよ あ きのう
や拡大文字、音声読み上げ機能
の使用などをしよ ぎよ か
許可してもらえな
かった。

こうりてきはいりよ ていきょうなどじれいしゅう ないかくふ
「合理的配慮の提供等事例集」内閣府ホームページ
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>



しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん 障害者差別解消法に関する Q&A

Q1. 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合にも、この法律の対象になるのですか。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを規制の対象にしており、個人の思想、言論といったものは対象にしていません。個人については啓発を通じて、この法律の趣旨の周知を図っていくこととしています。

Q2. 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか。

雇用の分野における差別については、この法律とは別に、**障害者の雇用の促進等に関する法律**（障害者雇用促進法）の定めるところによります。詳しくは、各ハローワークにお問い合わせください。

Q3. 障害を理由とする差別について、この法律に罰則はあるのですか。

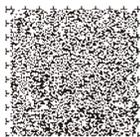
この法律では、直ちに罰則を課すこととはしていません。建設的な話し合いを通じてお互いの理解をすすめ、問題解決を図っていきます。ただし、繰り返し差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者が行う事業を担当している大臣が、民間事業者に対して報告徴収、助言、指導などができることになっています。また、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」においても、障害を理由とする差別を受けた障害のある方などからの求めにより、民間事業者への助言、あっせんを行い、それでも解決できない場合は勧告や公表することができます。

【参照】名古屋市ホームページ

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000114033.html>

Q4. 環境の整備はどのように位置づけられていますか。

公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス、介助者などの人的支援や情報アクセシビリティの向上などは、環境の整備として、行政機関と民間事業者のどちらも実施に努めることとされています。



名古屋市障害者差別相談センターの位置づけ



- ※1) 個人的な関係(近所の人など)による差別を含む人権相談全般
- ※2) 障害者雇用促進法に基づく雇用に関する相談全般

名古屋市障害者差別相談センター

でまえこうざ
出前講座いたします!

市民の皆さんや市内事業者の方々に「障害者差別解消法」に関する知識や理解を深めていただくため、センター職員が皆さんのところへ出掛けて、お話しいたします。
お気軽にお問い合わせください。

作成

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
名古屋市障害者差別相談センター

このセンターは、名古屋市の委託を受けて社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会が運営しています。



名古屋市障害者差別相談センター

地下鉄名城線「黒川駅」から約400m

TEL (052) 972-2538 FAX (052) 951-3999
TEL (052) 856-8181 FAX (052) 919-7585